

志雲会東京第一回勉強会

テーマ：「古事記 大国主命の国譲り」 要約（その11）

松田 武

“古事記 大国主命の国譲り” シリーズ（その10）にて、大国主神の国譲りの件（くだり）と天照大御神の番能邇邇藝命（ほのくににぎのみこと）に対する神勅までお話致しました。

その上で、あとがきにおいて、大国主神の国譲りが何故、かくもすんなりと行われたのか。古事記作者の視点で国譲りの根拠を探ってみたいと思います。とお伝えしておりますので、その観点で検討を加えたいと思います。

古事記を離れて大国主神の国譲りの理由を考えれば、明治維新の際の西郷隆盛と勝海舟の話し合いによる江戸城無血開城のように、大国主神がメンツを捨てて、天上界と地上界の無益な戦いを避けた、ということになるのか、と思います。しかし、古事記の作者の描いた筋書きはそういう“大国主神の太っ腹”という観点には立っていないのであります。



西郷隆盛と勝海舟

1.3. 大国主神の国譲り、その古事記作者的視点について

（1）大国主神は試練をどう乗り越えたのか。

大国主神は数々の試練に耐えて、立派な人間に成長したことになっています。しかし、その試練に耐えることが出来たのは、女神や野ネズミの救助、援助の賜物であり、自分の力で試練を乗り越えてはいない、という筋書きになっております。

①八十神が与えた試練

救助者

イ. 猪と偽った焼けた大石

さき貝比賣 蛤貝比賣 (ウカガヒメ)

ロ. 木の割れ目に挟む

母

この後、木の国の大屋毘古神のもとに逃れるも、八十神が追いかけて来て攻め立てる。仕方なく、速須佐之男命のおられる根堅州國に逃れる。そこで、速須佐之男命の娘である須勢理毘賣と相思相愛になる。

②速須佐之男命が与えた試練

救助者

イ. 蛇のいる部屋に寝かせる

須勢理毘賣

ロ. ムカデと蜂のいる部屋に寝かせる

須勢理毘賣

ハ. 野原で鎗矢を射て、それを取りに

行かせ、野に火を放つ

野鼠

ニ. 速須佐之男命の髪の中のムカデ捕り

須勢理毘賣

速須佐之男命が“八俣大蛇”を退治した勇者として描かれておりますが、大国主神はそれとは程遠いイメージで古事記には描かれております。

(2) 大国主神は国造りに登場する二柱の援助神

古事記では、次の二柱の神が大国主神の国造りに協力されたということになっております。

① 少名毘古那神 (すくなびこなのかみ)

② 大物主神 (おおものぬしのかみ)

大国主神の国造りは、この二柱の協力があったから実現出来た、と思わせる描き方になっております。これは、少名毘古那神が突然、常世の国に旅立たれた際の大国主神の狼狽振りで、よく分かります。

(まとめ8より引用：少名毘古那神が居なくなつて、大国主神は途方に暮れます。やっと国が整ってきたというのに、自分一人ではさらなる国作りは出来そうもない。どの神と私が協力して国作りをすればよいのだろうか、とお悩みになられます。(原典：吾獨何能得作此國、孰神與吾能相作此國耶。)

ところが、この二柱の神が現れたことは描かれておりますが、どのように協力したのかについては述べられておりません。そもそも、大国主神ご自身がどのように国造りをなさったかについて、古事記には一言も述べられておりません。

あれほどまで詳しく大国主神が受けた試練について述べているのに、これは極めて対照的な扱い振りだと言わざるを得ません。そう言えば、建御雷之男神が伊那佐（いなさ）の小濱（おばま）で、大国主神に国譲りを迫った際にも、自分には答えられない、子供たちに聞いてみてくれ、と子供たちの判断に任せていました。

そして、八重事代主神および建御名方神が、共に“国譲り已む無し”の判断をした後、大きな神殿を建ててくれることを条件に、建御雷之男神に対し“国譲り承諾”の回答をしております。

（3）大国主神対する国造りの任命者

任命者は黄泉の国の大王、速須佐之男命であります。

（まとめ7より引用：お前は大国主神（おほくにぬしのかみ）となり、また、都志國玉神（うつしくにたまのかみ）となり、（意禮爲大国主神、亦爲宇都志國玉神而、）大穴牟遲神は、速須佐之男命のところから持ち出した生太刀・生弓矢で、政治的支配力を身につけて大国主神となれ、天の詔琴で宗教的支配力を身につけて宇都志國玉神（うつしくにたまのかみ）になれ、と速須佐之男命から宣言されます。これは即ち“君主”になれ、ということであります。

しかしながら、古事記作者は、葦原の中つ国の統治者を任命するのは、地下の黄泉の国の大王ではなく、天上界即ち高天原の支配者こそが任命すべきものである、考えていた節があります。有無を言わさぬ建御雷之男神の交渉がそれを物語っております。そして、その作者の意図通り国譲りのストーリーは展開して行きます。

（4）聖徳太子の17条の憲法の思想

ここでは少し古事記のストーリーから離れて、穏やかに国譲りが行われた理由について、聖徳太子の17条の憲法を用いて考えてみます。

聖徳太子の17条の憲法は、西暦604年に聖徳太子（厩戸皇子）が作ったとされる、17条からなる法文であります。古事記が完成したのは西暦712年ですから、聖徳太子の17条の憲法は古事記より100年以上前に作られたものであります。

この憲法は主に役人向けの法文で構成されており、古事記作者も当然憲法17条の各条文を心得ていたものと考えられます。

(参考：三に曰く、詔を承りては必ず謹(つつし)め、君をば天(あめ)とす、臣をば地(つち)とす。十五に曰く、私を背きて公に向くは、是臣が道なり。)

この憲法の条文の中で、今日でもしばしば引き合いに出されるのは、第一条であります。即ち、「和を以て貴しとなし、忤(さか)ふることを無きを宗とせよ」の条文であります。(原文：一曰 以和爲貴、無忤爲宗。(後略))

この「和を以て貴しとなす」という考え方は聖徳太子の発明品と言うものではなく、日本古来の日本人の基本的な考え方の一つで、それを聖徳太子が明文化したものと考えられます。

十七条憲法

- 第一条「以和為貴」和を持って貴しとなす
- 第二条「篤敬三寶」あつく三宝(仏法僧)を敬え
- 第三条「承詔必謹」みことのりを受けては必ずつつしめ
- 第四条「以禮為本」うやまうことを根本とせよ
- 第五条「絶饗棄欲」むさぼりを絶ち欲を棄てよ
- 第六条「懲惡勸善」悪をこらしめ善を勧めよ
- 第七条「人各有任」人各々任あり
- 第八条「早朝晏退」朝早く出仕し遅くに退せよ
- 第九条「信是義本」まことはことわりのもととなり
- 第十条「絶忿棄瞋」心の怒りを絶ち表の怒りを棄てよ
- 第十一条「明察功過」功過を明らかに察せよ
- 第十二条「国非二君」国に二君なし
- 第十三条「同知職掌」もろもろの官に任ずる者は同じく
- 第十四条「無有嫉妬」嫉妬あるなかれ
- 第十五条「背私向公」私に背き公に向え
- 第十六条「古之良典」古の良典を用いよ
- 第十七条「不可独断」独断不可

大国主神の国譲りは明治維新の際の西郷隆盛と勝海舟の話し合いによる“江戸城無血開城”と同様のものとして語られることがありますが、“江戸城無血開城”とは背景が全く異なります。

薩長軍と幕府軍が戦った場合、江戸が火の海になっただけではなく、どちらが勝ったにせよ、薩長軍、幕府軍双方の武士が相当数戦死することになります。そうなれば、

当時、世界に植民地を拓げていたイギリス、フランスが漁夫の利を得て、日本に攻め入り、日本が植民地化される可能性が高くなります。西郷隆盛と勝海舟は西洋列強のその作戦を見抜き、これは日本人同士戦っている場合ではない、ということで“江戸城無血開城”がなされたと言われております。

大国主神が国譲りを認めたのは、漁夫の利を狙う外国勢力から豊葦原中つ国を守る、という目的ではなく、「和を以て貴しとなす」と言う日本古来の大原則に則ったものである、というのが古事記作者の根底にある考え方だと、筆者は考えております。その際、単に大国主神が国譲りをしただけではなく、役割分担も調べられました。

- ① 大国主神側は、黄泉の国の速須佐之男命から任命された君主であることから、幽の世界（人間の能力を超えた世界、いわば神々や祭祀の世界）を司り、
 - ② 天照大御神のご子孫側は、遍くに光をもたらす天照大御神の詔を得た統治者であることから、顕の世界（目に見える現実世界、政治の世界、即ち葦原の中つ国の政治）を司る、
- ということにしたのであります。

（続く）

たいへん綺麗にまとめが出来ました。しかしながら、やはり釈然としないものが残ります。

大国主神は上記（１）、（２）として古事記作者が描いたような神であったのであろうか。そうだとすると、本当に納得して国譲りをされたのでしょうか。このまとめの筆者が釈然としないのですから、古事記の作者も古事記を書きつつ感じていたのではないかと思います。そして、国を譲られた天照大御神のご子孫側にも釈然としないものがあつたのではないのでしょうか。

次稿ではその点について確認を試みようと考えております。

なお、筆者は 幽の世界の“人間の能力を超えた世界を司る”とは、人の運命、人と人との縁などを司るもの、と考えております。出雲大社が“縁結び”のお社としてたいへん人気があることは、その大いなる役割によるものだ、と思います。